

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども・子育て分野における生成 AI 利用等に係る調査研究における有識者検討委員会」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomo-ai-meetings>) からご覧いただけます。

第 5 回 こども・子育て分野における生成 AI 利用等に係る調査研究における

有識者検討委員会 議事要旨

1. 日時：令和 7 年 3 月 4 日(水) 10：00～12：00
2. 場所：オンライン (Microsoft Teams 会議)
3. 出席者 (敬称略・五十音順)

板倉 陽一郎	ひかり総合法律事務所 弁護士
岡田 幸彦	筑波大学システム情報系 教授
長尾 里津子	兵庫県神戸市こども家庭局こども未来課長
二瓶 美里	東京大学大学院情報理工学系研究科 教授
(座長) 羽深 宏樹	京都大学大学院法学研究科 特任教授
宮田 裕司	NPO 法人全国認定こども園協会 協会理事・政策委員長

(欠席) 有川 正洋 神奈川県横須賀市民生局福祉こども部子育て支援課長
4. 議題
 - (1) 第 4 回検討委員会の振り返り
 - (2) 本事業全体の結果報告
 - (3) 生成 AI 利活用ガイドラインに関するご説明
5. 配布資料
 - 第 5 回有識者検討委員会アジェンダ
 - 有識者検討委員会次第
 - 個別資料①第 4 回検討委員会の振り返り
 - 個別資料②本事業全体の結果報告 ※資料一部非公開
 - 個別資料③生成 AI 利活用ガイドラインのご説明 ※資料一部非公開
 - 参考資料①実証結果報告書 ※非公開
 - 参考資料②動向調査報告書 ※非公開
 - 参考資料③ニーズ調査結果の概要 ※非公開
 - 参考資料④ヒアリング調査結果 ※非公開
 - 参考資料⑤生成 AI 利活用ガイドライン第 1～3 章 (序文・基礎編) 案 ※非公開
 - 参考資料⑥生成 AI 利活用ガイドライン第 4 章 (実践編) 案 ※非公開

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども・子育て分野における生成 AI 利用等に係る調査研究における有識者検討委員会」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomo-ai-meetings>) からご覧いただけます。

6. 議事概要

- 事務局より、第4回検討委員会の振り返り、本事業全体の結果、生成 AI 利活用ガイドラインについて説明。
- 委員より、以下の発言あり。

(1) 第4回検討委員会の振り返り

- ・ 委員による発言は特になし

(2) 本事業全体の結果報告

－実証事業の報告内容について

- ・ 翻訳業務への生成 AI の活用事例について、職員による翻訳結果の確認作業の負担が大きいという否定的な意見があったが、生成 AI 導入前と比較して全体的な業務負荷は軽減したのか気になった。生成 AI を活用方法次第で、業務負担が変化しない場合や、かえって増加する場合もある。
 - ▶ アンケート調査結果等を翻訳する場合、回答内容の正確性を確保するため、入念な確認プロセスが必要である。一方で、一般的な情報揭示等の場合には、逐語的な確認までは不要であると考えている。翻訳対象の性質や重要度に応じた運用を検討することが重要である。
- ・ 実証における、児童相談所での相談内容がコンテンツフィルタにより出力制限されるという事象は、ユーザ側のノウハウの蓄積及び運用方法の改善によって解決が可能な場合もあり、必ずしも AI に起因する結果ではない。翻訳や議事録作成において、生成結果をユーザがチェックする必要があるという実証結果についても同様である。ユーザ側のノウハウが蓄積することで、生成 AI と人間の役割分担を適切に考慮し、運用方法を工夫することができる。
 - ▶ コンテンツフィルタによる生成 AI の出力制限については、ファインチューニング等の技術的対応により生成 AI をカスタマイズする必要があるため、導入前にベンダと十分な協議をすることが重要である。また、他の児童相談所でも同様の事象が発生すると考えられるため、団体間で積極的にノウハウを共有することが望ましい。
- ・ 生成 AI が提示する多様な文章表現を参考にすることでユーザの表現力が向上する等、生成 AI 利用による学習効果も期待できる。
- ・ 生成 AI の効果を最大限に発揮するためには、ユーザ側の業務プロセスや運用方法を見直していくことが重要である。例えば、日英翻訳の精度が低い場合、あいまい表現を避けるなど日本語の表現方法を工夫することで、翻訳精度の向上が可能となる場合がある。
- ・ 保育現場においてこどもの様子を定点カメラで観測する実証事例では、性的姿勢の対策としてカーテンでカメラレンズを覆う対応を実施していた。これについて、職員が対応を失念する可能性は残っているため、実運用の際にはより確実に対策できるよう運用プロセスを工夫する必要がある。
 - ▶ 性的姿勢等撮影に関する課題は、運用プロセスによる対策では根本的な解決に限界がある。こういった実証事例があることを踏まえ、制度面からの検討も必要である。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども・子育て分野における生成 AI 利用等に係る調査研究における有識者検討委員会」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomo-ai-meetings>) からご覧いただけます。

(3) 生成 AI 利活用ガイドラインに関するご説明

－基礎編における注意点の記載について

- ・ 個人情報該当性は、提供元基準に従って判断するため、生成 AI への入力内容のみでは特定の個人を識別できなくとも、法的には個人情報に該当する場合がある。ただし、それを理由に、生成 AI の利用ルールとして個人情報の入力を一律に制限すると、実務上、生成 AI を全く活用できない可能性がある。個人情報該当性の解釈に誤認が生じないように、ガイドラインへの反映方針を検討する必要がある。
- ・ 生成 AI に関するリスクや課題が強調されると、生成 AI の導入を躊躇する自治体等が増加する懸念がある。例えば個人情報やプライバシーの観点について、問題が発生した場合に問合せ可能な相談機関等がある場合は、問合せ先をガイドラインに記載することも一案である。
 - ▶ 相談窓口の設置が困難な場合、先行事例や対応方法に関する詳細な情報公開を積極的に進めていくことが、導入検討中の団体にとって有益となり得る。
- ・ ガイドラインにおける「生成 AI の利活用が期待される領域」について、利活用方法ごとに注意点が記載されており、リスク面が過度に強調される印象がある。当該記載項目は生成 AI の利活用の促進を目的としているため、記載方法の見直しの余地がある。

－基礎編の文章量、記載表現について

- ・ 現在の文章量、記載表現では、自治体・保育施設等の現場職員が読む際には負担が大きい印象がある。例えば、基礎編冒頭の生成 AI の説明については、従来の AI との違いを含めた簡潔で分かりやすい説明への改善が望ましい。
- ・ 全体の文章量についても精査し、自治体ごとのルールなど組織に委ねてよい内容はガイドラインに記載しなくとも組織の中で自明であるため、簡潔な記載にとどめるのが望ましい。

－実践編レイアウトについて

- ・ 事例一覧について、読み手が理解、活用しやすいように事例名の記載を工夫してほしい。一覧から各事例の概要を把握でき、必要な事例を迅速に参照できるとよい。

－ガイドラインの周知・広報について

- ・ 生成 AI 導入に前向きな自治体には、導入済の自治体から実際の声を知りたいというニーズがあると考えられる。その点で、セミナー等による実証団体からの情報提供も有益と考える。
- ・ 効果的な周知方法としては、動画コンテンツの作成・掲載も考えられる。

以上